平成２２年（フ）第７８３号
広島市西区鈴が峰町40番31―402号
債務者　山野　正則
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６６号
福岡市中央区平尾５丁目３番40―507号
債務者　坂口　由香
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４９６号
福岡市西区今津1788番地
債務者　池　　南
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４９７号
福岡市中央区薬院１丁目10番２―406号
債務者　馬場　杏子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６６２号
福岡市早良区有田８丁目18番12―402号
債務者　横山　幸子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７６７号
福岡市博多区那珂４丁目25番１―202号
債務者　関屋　正和
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８３２号
福岡市博多区上牟田３丁目４番19号
債務者　丹部　敏子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８６０号
福岡市中央区大手門３丁目７番１―702号
債務者　宗友　俊樹
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８６１号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄２丁目34番地　禅院コーポⅡ―101号
債務者　薬師寺智咲
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８８２号
福岡市南区中尾３丁目17番21号
債務者　宮脇サヨ子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８８３号
福岡市南区中尾３丁目17番21号
債務者　宮脇八千代
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８８５号
福岡県古賀市花見東３丁目６番２―103号
債務者　石井輝比古
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８８６号
福岡県古賀市花見東３丁目６番２―103号
債務者　石井　純子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８９３号
福岡県太宰府市都府楼南５丁目16番37号
債務者　田中美貴子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９２４号
福岡市西区下山門２丁目７番30―101号
債務者　志摩　和浩
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９２５号
福岡市南区桧原３丁目19番２―405号
債務者　松永　弘之
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９２６号
福岡市城南区友丘６丁目７番８号
債務者　米田　夏美
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９４８号
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬681番地６
債務者　大島　好広
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部